

省人化された宿泊施設における防火安全対策

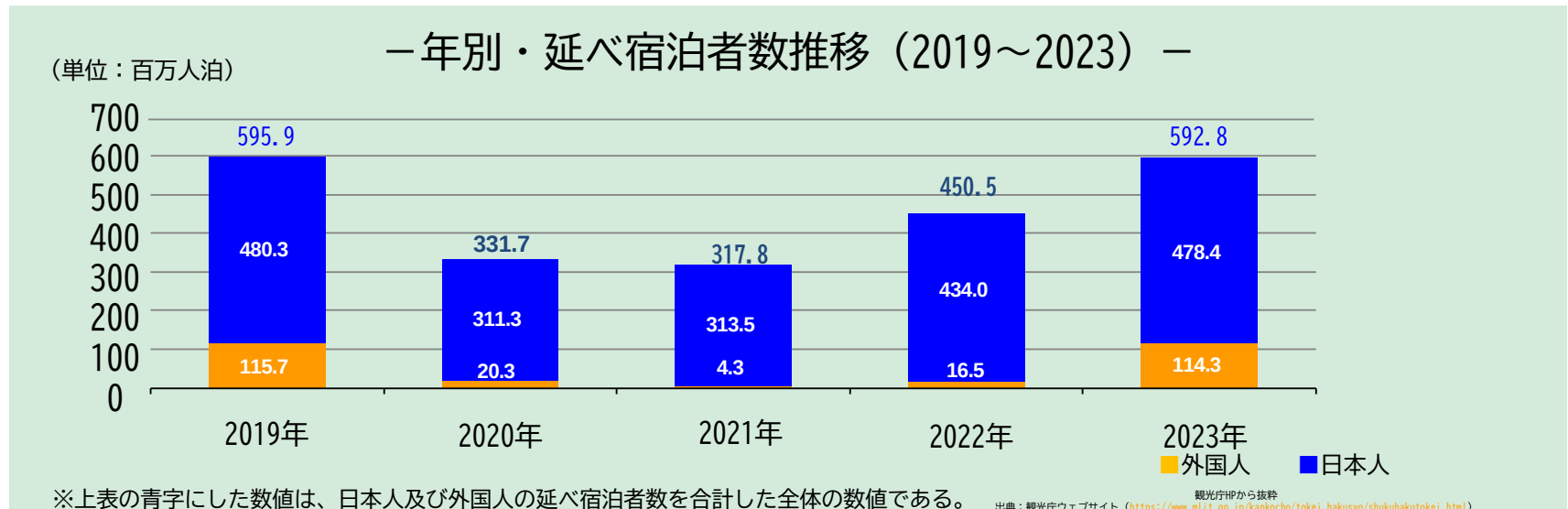
令和7年3月14日
消防庁予防課

省人化された宿泊施設における防火安全対策について

検討の背景と目的

令和6年度第1回火災予防の
実効性向上作業チーム会議
(令和6年8月1日) 資料から抜粋

- 近年、デジタル技術を用いて労働人口減少等の様々な課題の解決に取り組む社会的な動きが加速している。
- 宿泊施設においては、新型コロナウイルス感染症に係る行動制限が緩和され、最近は国内外からの宿泊者数が増加傾向にあり、自動チェックインや問い合わせのリモート対応等により、従業員等が常駐することなくサービスを提供する事業形態が見られるようになってきている。一方、不特定多数の者が利用する宿泊施設は、消防法において火災発生時の人命危険が高い施設（特定防火対象物）として位置付けられ、過去にも死傷者を伴う火災が発生しているところであり、消火、通報及び避難をはじめとした初動対応が適切に行われない場合には、人的被害への影響等が懸念される。
- 令和6年5月16日に開催された全国消防長会予防委員会においては、夜間に関係者が不在となる宿泊施設や関係者が不在で運営・管理される施設の防火管理体制について情報交換が行われるなど、課題を抱えている消防本部も多くあることから、これらの施設の実態を把握し、防火安全対策の実効性確保に関する検討を行う。



デジタル技術を用いた社会的課題への対応状況について

省人化・無人化に取り組む宿泊施設で取り入れられているデジタル技術（例）

令和6年度第1回火災予防の
実効性向上作業チーム会議
(令和6年8月1日) 資料から抜粋



スマートチェックイン・アウトシステム



遠隔からのサービス対応



ロボットによるサービス提供

写真提供
・株式会社タップ
・観光庁

省人化された宿泊施設に係る課題の整理

現 状

◆現状1
関係者が不在の宿泊施設や、省人化が進んだ宿泊施設が見られる。

◆現状2
関係者が不在となる時間帯があることについて、宿泊客に周知されていない。

◆現状3
消防機関が把握していない関係者不在宿泊施設等が存在する。

◆現状4
従業員が日雇いのアルバイトだけの場合がある

課 題

◆課題1
自衛消防活動（初期消火、避難誘導、119番通報）のとりかかりが遅くなる。

◆課題2
火災発生時、宿泊客が主体的に対処しなければならない点が多い。

◆課題3
消防機関が把握する機会が少ない。

◆課題4-1
従業員（日雇い、アルバイトなどの非正規雇用者）の防火に関する知識が不足している。

◆課題4-2
企業の防火意識や防火教育意識が不足している。

防火管理上必要な対策

◆ 施設の防火安全向上策

- 日常管理及び出火防止対策
 - ・宿泊客に対する出火防止に関し、注意喚起する。
 - ・ゴミ置き場などの施錠管理
 - ・定期的に巡回する。
 - ・寝具類をはじめ防災製品を使用する。
- 火災発生時の応急対策
 - ・共用部の遠隔監視などによる火災の早期覚知・通報
 - ・施設関係者の早期駆付け体制の構築
 - ・宿泊客の避難誘導を最優先にした支援（避難方法の事前周知）
 - ・消防隊への情報伝達体制の構築（客室、宿泊者情報等）

◆ 宿泊客に対する情報提供

- 施設情報の明確化
 - ・不在情報等を利用規約や客室、共用部に掲示する。
- 利用者自らが防火安全策をとるための情報提供
 - ・宿泊客に対し、客室への掲示、利用規約への明記、リーフレットの配布、ディスプレイの活用などにより火災発生時の対応方法（消火器の位置、避難経路、通報要領など）を周知

◆ 教育・訓練体制

- ・不在時の駆けつけ訓練など、実態と同様の想定の実施

◆ 関係機関における連携（情報共有）

◆ 業界団体を通じた啓発

ガイドラインを策定

※ 宿泊施設以外の関係者不在の施設に係る防火安全対策については、来年度継続検討